

平成15年における文部科学省の懲戒処分等の状況について

平成16年6月
文部科学省職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分事案のうち
セクシュアル・ハラスメントによる事案（平成15年）

◎免職（1名）

・大学助教授

自分が指導している学生に対し、自分の車で送ると言ってホテルに直行し、性的関係を持った。

◎停職（9名）

・大学助教授（停職12月）

①女子学生2名に対し、酒席において身体的接触や卑猥な言動を繰り返し行い、当該女子学生に不快感や嫌悪感を与えたほか、精神的・肉体的苦情を与えるなどの行為を繰り返し行った。また、当事者は、当該女子学生に対し、単位認定を振りかざすなどの不適切な言動により精神的不安に陥らせたりする等の非行を行った。②担当する授業において、その一部あるいは全部を資格のない当該女子学生や研究生等に実施させ、自身は研究室に戻り、授業現場を離れるなどの行為を行った。

・大学教授（停職6月）

出張の際、同行した女子学生と飲酒の上、自分の宿泊しているホテルに誘い、身体に触るなどの行為に及んだ。

・大学助教授（停職6月）

約1年にわたり女性職員に対し、繰り返し交際を誘いかけて、精神的痛手を与え、退職に追い込んだ。

・大学講師（停職6月）

部下の女性職員に対し、同職員の明確な同意を得ることなく約1年間にわたりキス行為や複数回に渡る性行為を繰り返し行った。また、性的な内容を含んだ10数通のメールを同職員に送信し、同職員に不快な思いをさせた。さらに、同職員が態度を変えたと同職員の評価を低める内容を述べるなど、同職員に就労上の不利益を被らせた。

・大学教官（停職6月）

校舎内において、女子学生にキスをし、身体を触った。また、その後当該学生の不安定な心情に便乗して、虚偽内容により自己の行為を取り繕うため、メールや手紙を送った。

・大学助教授（停職3月）

約3年の間に、酒席やその後の二次会等で、複数の女子学生に、抱き付く、頬にキスする等のセクシュアルハラスメント行為を行ったほか、不適切な発言があった。また、約1年10か月の間に、酒席後の二次会等で、男子学生の顔を殴るといった行為をするとともに、酒席等で同僚の教官の顔を殴るといった行為も行った。

・大学技官（停職3月）

職場の同僚らとの宴会の後、同席した女性職員を自家用車で送る途中、女性職員宅近くの駐車場に車を止めた後、女性職員が拒否したのにもかかわらず車内でキス等の行為に及んだ。さらに、ホテルの駐車場のにおいてもキスをし、身体に触れるなどして女性職員に精神的・肉体的苦痛を与え、辞職に追い込んだ。

・大学助教授（停職2月）

自分が研究指導している女子学生を、食事の後、自宅に誘い、抱きしめ、キスをするなど猥褻行為を行った。

・大学教官（停職2月）

所属研究室の懇親会終了後、女性職員の意に反して、ホテルに誘うなどのセクハラ行為を行い、当該女性職員に精神的苦痛を与えた。

◎減給（4名）

・大学教授（減給6月1／10）

講座に所属する女子学生に対し、研修会の帰途、ホテルに誘ったが、当該女子学生は拒否した。

・大学教授（減給3月1／10）

研究指導していた女子学生に対し、性的な内容の発言をし、不安感や不快感を与えるとともに、食事に無理やり付き合わせるなどの行為をし、不快にさせた。また、複数の女子学生に対し、マッサージあるいはつば押しと称して腕や肩をもむ、手相を見るなどと身体を触る行為をした。

・大学助手（減給3月1／10）

同僚の女性職員に対し、夜中の3時ごろ背後から首に手を掛け、抱きつく行為を行った。また、わいせつな写真を職場の引き出しに所持し、当該女性を勤務時間中に指導した際、引き出しを開けたことによって羞恥心を抱かせた。

・大学教授（減給2月1／10）

自分が研究指導している女子学生に対し、調査の休憩時において、同学生を腕枕状態にしたほか、同学生の身体的特徴を指摘する内容及び私的関係を思わせる内容の発言を行い、さらに同人の研究室において不必要に同学生の身体に接触した。

◎戒告（1名）

・大学教授

自分が研究指導している女子学生に対して、自分の性体験や女性との交際にまつわる話をして不快にさせた。